

令和6年度職員団体との交渉結果  
(給与確定交渉(県職員労働組合))

1 交渉団体

県職員労働組合

2 出席者

[当局] 総務部長、職員局長、人事課長、職員課長  
病院局長、病院局管理課長他 (12名)

[職員団体] 県職員労働組合委員長、副委員長、書記長  
県立病院労働組合委員長他 (33名)

3 交渉日時及び場所

令和6年12月2日(月) 13:00~19:30 職員会館1階ホール

4 内容

令和6年度給与改定について、当局から再検討結果を説明し協議を行った結果、合意に至った。

5 交渉概要

(1) 当局説明

項目	改定(案)
地域手当	・令和9年度に支給割合を引下げとする方針はいったん撤回 ・地域手当に係る国の財源措置は、国の支給割合を基礎とする分しか措置されないことには変わりはないことから、各年度の職員構成を踏まえたうえで、その次年度の支給割合について、毎年度協議
扶養手当	・中高年齢層職員の士気確保を図るために、本県独自の措置として、国より改定を1年遅らせ、経過措置を2年間設ける
その他	・これまで回答したとおり

(2) 協議

項目	職員団体主張	当局回答
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>我々としては支給割合の引き下げは認められないと考えているが、具体的にどのような場合に支給割合を引下げる必要があると考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の支給割合は令和10年度にかけて段階的に引き下げられていく。その年度の職員構成が次年度も続くと仮定したうえで試算し、次年度に本県の支給総額が国基準の支給総額を上回る見込みとなる場合には、本県の厳しい財政状況を勘案し、次年度の支給割合を引き下げる必要があると考えている。なお、予め、大幅な組織改正等が見込まれ、次年度の職員構成に影響を及ぼすと想定される場合には、そうした要素も踏まえたうえで、試算は行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>交渉の次年度の人事委員会勧告で職員給与が民間給与を下回っていた場合、どうするのか。遡及して支給割合を引き上げるのか。</li> <li>2018年には、当局が人事委員会に要請し、「公民比較方法の見直し」が行われたことで、地域手当の独自カット分が公民較差に反映されなかった。そのような手法は、絶対に認められないことを申し上げておく。我々は支給割合の引下げではなく、全県一律支給などを含めた改善を要求している。毎年度の交渉とされたところで、この思いに変わりはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告は、本県職員と民間企業従業員の給与を調査したうえで比較し、その得られた較差を埋めることを基本に勧告がなされるものと認識している。そうした人事委員会勧告の内容を基本として、皆さんと協議させていただきたい。</li> </ul>
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の経過措置は設けられたことは実質的に賃下げとなる中高年齢職員へ配慮してほしいという私たちの思いを一定踏まえていただいたものと受け止めるが、我々が求めていたのは経過措置ではなく、配偶者手当の廃止そのもの見送りであるため不満は残る。配偶者手当はどうしても廃止しなければならないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・他府県、民間の状況を踏まえると、均衡の原則の観点から、見直しは避けては通れないと考えている。</li> </ul>

項目	職員団体主張	当局回答
再任用職員を含めた中高年齢層職員の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再任用職員の処遇改善について、年金が支給されていた制度導入時と現在では異なること、周りから見ても気の毒な働き方であることなどを訴えてきた。行政職4級の号給延長、55歳昇給停止廃止、再任用職員の一時金支給月数引上げなど、何か改善はできることはないのか。</li> <li>・中高年齢層職員の処遇改善については、「若手職員から、経験を重ねても給料が上がらないならモチベーションが上がらない。退職も検討している」との意見が出され、人材確保にも影響する問題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再任用職員も含めた中高年齢層職員の士気確保については、私どもとしても大変重要であると認識している。このため、これまでも対応できるものは対応してきたところであるが、人事委員会からの勧告がない中で、国・他府県との均衡や対外的な説明、そして本県の厳しい財政状況を考えると、現時点においてこれ以上の対応は困難である。一方で、再任用職員の果たすべき役割を踏まえた適切な処遇確保については、我々としても、引き続き、国に対し更なる処遇改善も含めて要望していきたいと考えている。その上で、国・他府県の動向、そして本県人事委員会からの報告・勧告を踏まえ、今後改善できるものは改善していきたいと考えている。</li> </ul>
総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・示された回答について了解する</li> </ul>	